

変更前 (2022 年 4 月 1 日版)	変更後 (2022 年 8 月 1 日版)
<p>第 7 条 施設の設置及び費用の負担等</p> <p>3. 本施設のうち送信所から光保安器までの施設 (以下「当社の施設」といいます)は当社の所有するものとし、当社の施設以降(光保安器の出力端子以降)の施設(以下「加入者施設」といいます)は加入者が所有するものとします。光保安器に搭載されている電源ユニット(以下「電源部」といいます)は、分離して加入者施設に設置することが出来るものとし、その場合も電源部は、当社が所有するものとします。但し、本サービスに付随するサービス等の機器には、当社所有のもの(以下「貸与機器」といいます)があり、当該貸与機器を加入者へ貸与するものとします。</p> <p>第 25 条 約款の改定</p>	<p>第 7 条 施設の設置及び費用の負担等</p> <p>3. 本施設のうち送信所から光保安器までの施設 (以下「当社の施設」といいます)は当社の所有するものとし、当社の施設以降(光保安器の出力端子以降)の施設(以下「加入者施設」といいます)は加入者が所有するものとします。光保安器に搭載されている電源ユニット(以下「電源部」といいます)は、分離して加入者施設に設置することが出来るものとし、その場合も電源部は、当社が所有するものとします。但し、本サービスに付随するサービス等の機器には、当社所有のもの(以下「貸与機器」といいます)があり、当該貸与機器を加入者へ貸与するものとします。<u>貸与機器には、新品の他に展示品を含む回収された光保安器等を清掃及び点検等を実施した再生品があるものとし、加入者は選択出来ないものとします。</u></p> <p>第 25 条 約款の改定</p> <p><u>2. 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の規約の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト (<a href="https://yumenet.jp">https://yumenet.jp</a>) に掲載する方法で告知するものとします。</u></p>